

平成26年2月20日 制定

平成29年9月21日 改正

日本医師・従業員国民年金基金

年金資産運用の基本方針

日本医師・従業員国民年金基金（以下「当基金」という）は、年金給付等積立金（以下「年金資産」という）の運用にあたり以下の基本方針を定める。

当基金から年金資産の管理又は運用を委託された運用機関は、本運用方針に基づいて年金資産の運用管理を行うものとする。

1. 運用の目的

当基金における年金資産の運用は、当基金の加入者等に対する年金給付及び死亡一時金その他の給付が、将来にわたり確実に行えるよう、長期的に必要な年金給付等積立金の積み立てを目的として運用を行う。

2. 運用の目標

（1）年金資産全体の目標

前項の目的を達成するために必要で十分な積立水準を安定的に維持することを目標とする。その結果として、債務の変動を加味した将来にわたる試算等に基づき、積立不足に陥る確率を極小化させることを目指す。

（2）個別資産の目標

個別の資産については、許容されるリスクの範囲内において、資産区分ごとに市場における収益率(ベンチマーク)を長期的に上回ることを目指す。

3. 資産構成割合について

（1）前項の年金資産全体の目標を達成するため、基準となる資産構成割合（政策アセットミックス）を策定する。政策アセットミックスは、積立水準の状況、将来のキャッシュフローの予測、将来の各資産のリターン、リスク、相関係数の予測から、ALM分析に基づき策定する。

積立水準の変化や前提とする諸条件の変化に応じて、将来の積立水準も変化するため、年金資産全体の目標を達成するために、政策アセットミックスは必要に応じ見直していく。なお、政策アセットミックスの見直しによるポートフォリオの移行にはある程度の時間を要するとともに、市場環境にも配慮する必要がある。

(2) 平成26年2月20日以降の具体的な政策アセットミックスは次のとおりとする。

内外債券	40%
内外株式	40%
その他	20%

上記の構成割合は基準値であって、時価の変動等による±5%までの乖離は許容範囲とする。

市場環境に対応し生命保険一般勘定及び短期資産として合わせて資産の5%以内まで保有することができる。生命保険一般勘定は政策アセットミックス上国内債の扱いとする。

外国証券については、50%程度を目安として為替ヘッジを行うものとする。

なお、ポートフォリオ全体のネット外貨エクスポージャーで30%までを許容範囲とする。為替ヘッジについては、ヘッジコスト（内外金利差）等の動向を踏まえ将来的に柔軟に対応する。

(3) その他資産（非伝統的資産）

リスク分散を図りポートフォリオの効率を高めるために、株式、債券といった伝統的な資産以外に、不動産、プライベート・エクイティ、ヘッジファンドなどのいわゆる非伝統的な資産も投資対象とする。この場合、特定の分野、ファンドに偏らないよう留意する。

- ①ヘッジファンド投資は、収益源泉の多様化、分散化を目的として行う。
- ②プライベート・エクイティ投資は、主に非流動性利益を長期的に獲得することを目的として行う。
- ③不動産投資は、長期的な配当収益（賃料収入等）の獲得を主たる目的として行う。
- ④保険証券投資は、株式とは相関しない配当収益の獲得を主たる目的として行う。
- ⑤その他実物資産等への投資については、ファンドの性格等を吟味し、分散の一環、インフレ対応等を目的として行う。

4. 運用機関の選定及び評価

(1) 運用機関の選定

前項の政策アセットミックスに基づき、投資対象資産区分ごとに運用スタイル・手法の分散を勘案し、最も適切な運用機関を選択する。

運用機関の選定にあたっては、当該運用機関の①経営理念、②経営内容、経営者の能力及

び社会的評価、②国民年金基金制度に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル・手法、④情報収集システムや投資判断プロセス等運用管理体制、⑤法令遵守体制、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金運用の経験と実績等を十分審査して行うこととする。なお、運用報酬体系及び水準に留意する。

(2) 運用機関の評価

運用機関の運用成績の評価については、定量的評価（各資産区分ごとに算出した収益率とベンチマークを比較することにより行うベンチマークとの比較評価及び各資産別に同一のベンチマークを対象とする運用機関について比較評価を行うユニバース評価等）に、定性的評価（各運用機関の経営方針・体制、投資方針、リスク管理、運用能力等）を加えた総合的な評価で行う。

(3) 運用委託内容等の変更

前記の評価を行った結果、長期的かつ総合的観点から判断して満足すべき水準に達しないときは、運用委託額の減額又は契約の解除を行うものとする。

ただし、次の場合には直ちに運用委託額の変更、契約の解除等を行うことができるものとする。

- ①運用成績が著しく不良である場合や、運用機関の運用スタイル又は手法が従前のものから大きく変更される場合
- ②全体の資産構成が長期的資産構成から著しく乖離し、委託額の調整により資産配分の乖離を調整する必要がある場合、または資産全体の運用方針見直しによる運用機関構成の変更を行う場合
- ③契約書、基本方針、運用指針等に反したと認められる場合、または、運用機関の経営内容の悪化や社会的評価の低下等資産管理上重大な問題が生じた場合。

5. 運用機関の管理に関する事項

運用機関は以下の事項及び別に提示する運用指針に沿って年金資産の管理運用を行い、当基金は、その遵守状況を管理する。

(1) 受託者責任

運用機関は、当基金の年金資産の管理運用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、専ら委託者たる当基金の利益に対してのみ忠実に職務を遂行しなければならない。

(2) 議決権の行使

運用機関は、専ら投資家たる当基金の利益増大のために株主議決権を行使すること。

(3) 法令遵守体制の整備

運用機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(4) 運用スタイル・手法の明確化

運用機関は、運用ファンドごとの運用哲学及び運用方針並びにそれに基づく運用スタイル・手法を明らかにし、これを変更する場合は、その旨を当基金に文書で通知し、協議を行うこと。

(5) 目標

運用機関は、自らの運用スタイル・手法から想定されるリスクの下、期待される収益率の実現を目指し最大限の努力を行うこと。

(6) 売買執行について

有価証券の売買執行を行う際は、当基金にとって最良な執行となるよう運用機関の管理に努めること。

(7) デリバティブの利用について

デリバティブを利用する場合は、効果的なリスク管理を目的とし、投機的な取引は行わないこと。

(8) 個別資産の遵守事項等

個別資産の遵守事項等については、運用指針等において提示する。

(9) 運用に関する報告

運用機関は、毎月末の年金資産の管理・運用状況に関する報告書を当基金に提出すること。

併せて、原則として四半期毎に当基金とミーティングを行い、運用状況の詳細及びその他重要な事項について協議を行う。

上記に加え、運用環境の急激な変動、運用手法・体制の変更等重大な事象が発生した場合には適宜協議を行うものとする。

6. 基金制度運営委員会

当基金の資産運用に関して、基本方針の策定及び改定等重要事項について意見を聴き、助言を受けるために、基金制度運営委員会を設置する。本委員会は、外部の学識経験者数名の他、当基金代議員の代表等で構成するものとし、その設置については別途定めることとする。

7. 年金資産の保全に向けての緊急避難対応

前各項の規定にかかわらず、年金資産の保全に向けて、以下の基準に従い緊急避難的対応を行うことができるものとする。

(1) 緊急避難的対応の発動の要件、方法等

- ① 突発的かつ重大な事象の発生により、年金資産への重大な影響が想定される場合、「緊急避難的対応」を発動する事ができる。
- ② 「緊急避難的対応」の発動の方法として、特に影響が懸念される資産の一時的な売却・現金化（運用機関の解約を含む）により行うものとする。

(2) 緊急避難的対応の発動に際しての手続き

- ① 「緊急避難的対応」の発動・実施については、運用執行理事が理事長・副理事長の了解の下に行う。この場合、運用執行理事は契約年金コンサルタントの助言を得るものとする。
- ② 「緊急避難的対応」の実施に当たり、運用執行理事は検討事項と実施内容について制度運営委員会委員に速やかに報告を行い、かつ事後の委員会、理事会代議員会において経過等について報告を行うものとする。
- ③ 緊急時において、運用執行理事が職務を遂行できない場合、副理事長が執行する。この場合、事務長が副理事長の補佐を行うものとする。

8. 全国基金設立に向けての年金資産にかかる対応

平成31年4月発足予定の全国基金への当基金の運用資産の移管に向けて以下のように対応することとする。

- (1) 全国基金の設立により当基金の年金資産は、全国基金に移管されることとなるが、移管までの間、安定した運用及び円滑かつ効率的な移行を目指して運用するものとする。
- (2) 移管に必要なファンド情報の確認とスケジュールの作成
円滑な資産移管の実施に向け、ファンド毎に解約に必要な日数・手続等を確認し、全体としての移行計画を作成し、着実な実施を図る。
- (3) 関係機関との連携
移管計画の作成・実施については、年金運用コンサルタント、信託銀行、運用機関、受け皿となる国民年金基金連合会等と調整を行いながら進めるものとする。
- (4) ファンドの性格と計画的な移管
各ファンドの流動性の概要については概ね次のように分類できる。
 - ① 流動性があり、現金化等に特に問題のないファンド
 - ② 相対取引で移管可能なファンド（不動産）
 - ③ ヘッジファンド等で解約に一定の期間を要するファンド
 - ④ 流動性がなく、無理に売却すると損が発生するファンド確実で効率的な移管という観点から①及び②のファンドについては平成30年4月を目途に国民年金基金連合会の共同運用事業に移管する、③のファンドについては全国基金への合併参加決議後、必要な手続きを開始し、全国基金発足までに移管する、④については全国基金発足時に全国基金に移管する。
- (5) 前項に記載の資産移管に向けた解約によって生じる「3. 資産構成割合について」で定める許容範囲からの逸脱については、これを容認することとする。

附則

施行日 平成 26 年 2 月 20 日

附則

施行日 平成 29 年 9 月 21 日